

さいたま市総合振興計画基本計画（各区の特性と将来像）

中間見直しに係る北区検討懇話会

次 第

日時 令和6年7月17日（水）  
午前10時から  
場所 北区役所2階 B会議室

- 1 開会
- 2 挨拶
- 3 出席者紹介
- 4 座長・職務代理者の選出
- 5 北区に係るさいたま市総合振興計画基本計画（各区の特性と将来像）中間見直しについて
- 6 閉会

さいたま市総合振興計画基本計画（各区の特性と将来像）  
 中間見直しに係る北区検討懇話会 委員名簿

（氏名 五十音順）

No.	団体名	役職	(フリガナ) 氏名
1	さいたま市PTA協議会 北区連合会	会長	イヤマ トモコ 井山 智子
2	さいたま市花いっぱい運動推進会	会員	ウスダ トモコ 薄田 智子
3	青少年育成さいたま市民会議北区連絡会	代表	エビナ ルミコ 蝦名 るみ子
4	大砂土地区自治会連合会	副会長	オジマ トオル 小島 徹
5	植竹地区自治会連合会	副会長	カキヌマ ケン 柿沼 建
6	さいたま商工会議所 商工振興委員会	委員	カネスギ フミコ 兼杉 文子
7	北区民生委員・児童委員協議会	会長	シミズ ヨシコ 清水 ヨシ子
8	大宮警察署少年非行ボランティア連絡会	会長	スズキ ケンジ 鈴木 健司
9	スポーツ推進委員連絡協議会 北区支部	支部長	ナガシマ タカシ 長島 孝
10	大宮盆栽協同組合	会長	ハマノ ヒロミ 浜野 博美
11	北区スポーツ振興会	会長	マキノ ナツコ 牧野 奈津子
12	日進地区自治会連合会	副会長	ヤジマ タツヤ 矢島 達也
13	日進地区社会福祉協議会	会長	ヤマザキ ヒデオ 山崎 秀雄
14	宮原地区自治会連合会	副会長	ヨシノ ケイジ 吉野 啓司

さいたま市総合振興計画基本計画（各区の特性と将来像）中間見直しに係る

北区検討懇話会 席次表

座長 職務代理者

○ ○



大宮警察署少年非行ボラ  
ンティア連絡会 ○

鈴木委員

スポーツ推進委員連絡  
協議会 北区支部 ○

長島委員

大宮盆栽協同組合 ○

浜野委員

北区スポーツ振興会 ○

牧野委員

日進地区自治会連合会 ○

矢島委員

日進地区社会福祉協議会 ○

山崎委員

宮原地区自治会連合会 ○

吉野委員

さいたま市PTA協議会  
北区連合会 ○

井山委員

さいたま市花いっぱい  
運動推進会 ○

薄田委員

青少年育成さいたま市民  
会議北区連絡会 ○

蝦名委員

大砂土地区  
自治会連合会 ○

小島委員

植竹地区  
自治会連合会 ○

柿沼委員

さいたま商工会議所  
商工振興委員会 ○

兼杉委員

北区民生委員・児童委員  
協議会 ○

清水委員



○

○

○

○

○

○

総務課長

区民生活  
部長

区長

副区長

都市経営戦  
略部副理事

区政推進  
部参事



○

○

○

○

○

総務課職員

健康福祉  
部長

都市経営戦  
略部担当

区政推進  
部担当

○

○

○

○

○

傍聴席

傍聴席

傍聴席

傍聴席

傍聴席

出入口

さいたま市総合振興計画基本計画（各区の特性と将来像）中間見直しに係る  
北区検討懇話会設置要綱

（設置）

第1条 さいたま市総合振興計画基本計画の中間見直しに向けた検討に当たり、「北区の特性と将来像」（さいたま市総合振興計画基本計画第4部に該当する部分をいう。以下同じ。）について、北区において活動する各種団体から意見を聴くため、さいたま市総合振興計画基本計画（各区の特性と将来像）中間見直しに係る北区検討懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

（委員）

第2条 懇話会の委員は、北区において活動する各種団体の代表者等20名以内とする。

（座長）

第3条 懇話会に座長を置く。

- 2 座長は、委員の互選により定める。
- 3 座長は、会務を総理し、懇話会を代表する。
- 4 座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、委員のうちから座長があらかじめ指定した者がその職務を代理する。

（会議）

第4条 懇話会の会議の議長は、座長とする。

- 2 座長は、必要があると認めるときは、委員以外の者から意見若しくは説明を聴くため出席を求め、又は必要な資料の提出を求めることができる。

（会議の公開）

第5条 懇話会の会議は、原則公開とする。

（庶務）

第6条 懇話会の庶務は、北区役所区民生活部総務課において処理する。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年5月23日から施行し、令和7年3月31日に効力を失う。

さいたま市総合振興計画基本計画（各区の特性と将来像）中間見直しに係る  
北区検討懇話会傍聴要領

（趣旨）

第1条 この要領は、さいたま市総合振興計画基本計画（各区の特性と将来像）に係る北区検討懇話会（以下「懇話会」という。）の会議の傍聴に関し、必要な事項を定めるものとする。

（傍聴の手続等）

第2条 会議を傍聴しようとする者（報道関係者を除く。以下この項において同じ。）は、傍聴券（別記様式）の交付を受けなければならない。ただし、傍聴しようとする者の同伴する児童又は乳幼児については、この限りでない。

2 傍聴の受付は、会議の開催当日、開催場所において、開催定刻30分前から10分前までの間に行うものとする。

3 傍聴の定員数は5人とし、傍聴を予定する者の決定は、原則として抽選により行う。

4 第1項の傍聴券の交付を受けた者（以下「傍聴人」という。）は、係員の請求があったときは傍聴券を提示し、その指示に従わなければならない。

（報道関係者の傍聴に係る手続等）

第3条 報道関係者は、取材等のため会議を傍聴しようとするときは、あらかじめ座長の許可を受けなければならない。

2 前項の規定により許可を受けた者は、会議を傍聴するときは、腕章等を着用することにより、報道関係者であることを明示しなければならない。

（傍聴することができない者）

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。

- (1) 銃器、爆発物その他危険のおそれのあるものを所持している者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 貼り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を所持している者

(4) 前3号に掲げるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者

(傍聴人の守るべき事項)

第5条 傍聴人は、会議を傍聴するに当たっては、次に掲げる事項を守らなければならない。ただし、座長の許可を得た場合には、この限りでない。

- (1) 会議における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 談論し、放歌し、高笑し、その他騒ぎたてないこと。
- (3) 鉢巻き、腕章の類をする等示威的行為をしないこと。
- (4) 撮影又は録音をしないこと。
- (5) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (6) みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、会議の秩序を乱し、又は妨害となる行為をしないこと。

(傍聴人の退場等)

第6条 傍聴人がこの要領に違反したときは、座長は、これを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

2 傍聴人は、会議において会議非公開の議決があったときは、速やかに、退場しなければならない。

(傍聴人への会議資料の提供)

第7条 懇話会は、傍聴人に会議資料を提供するものとする。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、会議の傍聴に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和6年7月2日から施行し、令和7年3月31日に効力を失う。

# 傍聴券

さいたま市総合振興計画基本計画（各区の特性と将来像）

中間見直しに係る北区検討懇話会

注1 この傍聴券は、他人に譲渡又は貸与することはできません。

2 係員の請求があったときはこの傍聴券を提示し、その指示に従ってください。

-----  
**【傍聴することができない者】**

- (1) 銃器、爆発物その他危険のおそれのあるものを所持している者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 貼り紙、ビラ、掲示板、ブラカード、旗、のぼりの類を所持している者
- (4) 前3号に掲げるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者

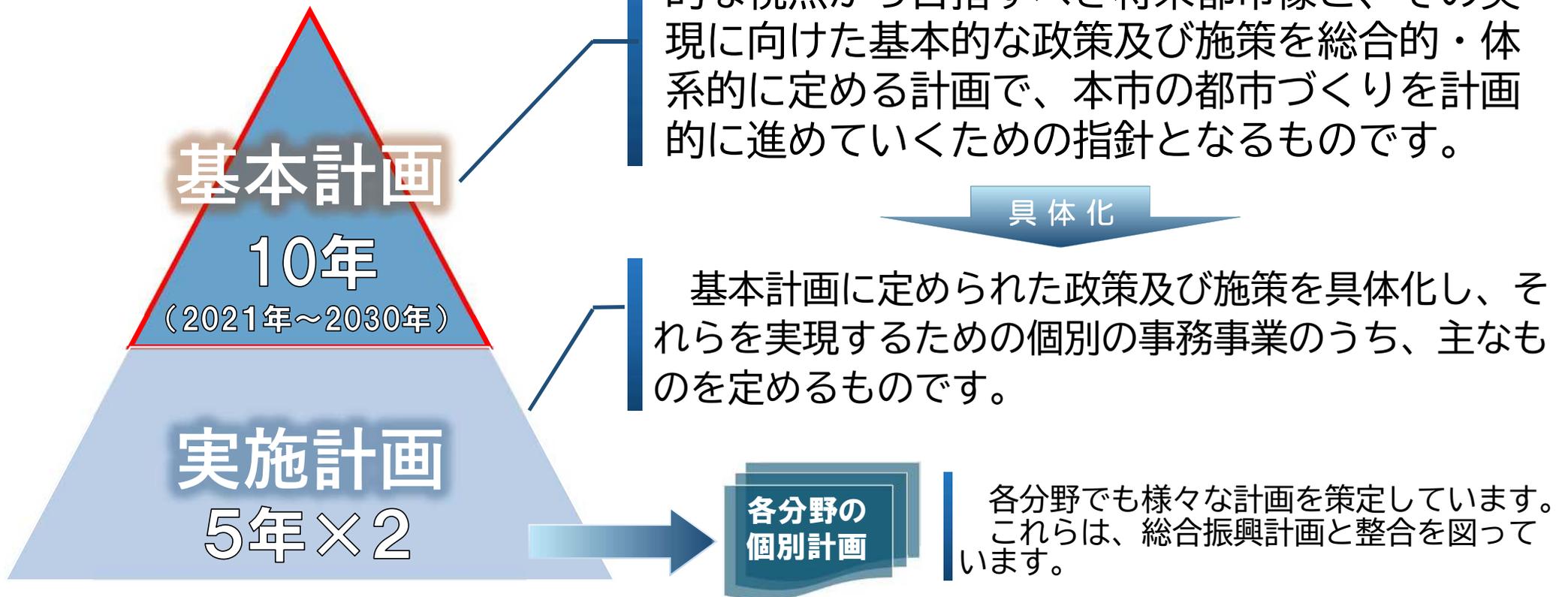
**【傍聴人の守るべき事項】**

- (1) 会議における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 談論し、放歌し、高笑し、その他騒ぎたてないこと。
- (3) 鉢巻き、腕章の類をする等示威的行為をしないこと。
- (4) 撮影又は録音をしないこと。
- (5) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (6) みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、会議の秩序を乱し、又は妨害となる行為をしないこと。

※ 傍聴人が上記事項を守らなかった場合は、退場していただくことがあります。

# 1. さいたま市総合振興計画について

## 【総合振興計画の体系図】



## 2. 総合振興計画が描くさいたま市の未来（将来都市像）

総合振興計画では、21世紀半ば（おおむね令和32（2050）年頃）を見据えて、さいたま市が目指すべき2つの将来都市像を示しています。



### 上質な生活都市

都市部に住みながらも豊かな水と緑を身近に感じることで、快適さとゆとりを同時に楽しみながら、生き生きと健康で安心して暮らせる新しいライフスタイル\*を生み出すことで、全ての人がしあわせを実感し、自らが暮らすまちに誇りを感じることができる都市



### 東日本の中枢都市

東日本全体の活性化をけん引する中枢都市として、国内外からヒト・モノ・情報を呼び込み、新たな地域産業や市民活動等の多様なイノベーション\*を生み出すことで、市民や企業から選ばれ、訪れる人を惹きつける魅力にあふれる都市

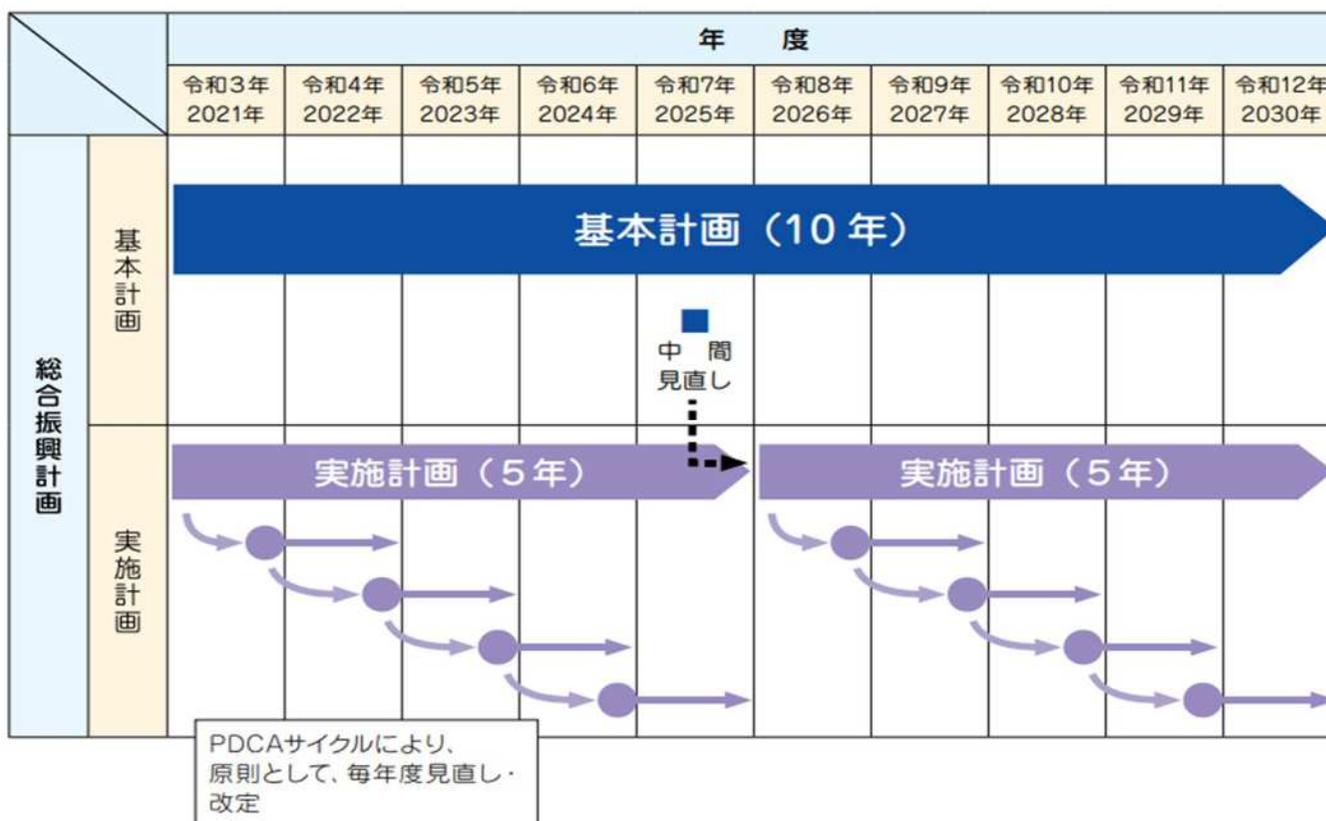
### 3. 「区の特徴と将来像」の位置付け



- ◆基本計画（計画期間：令和3年度～令和12年度（10年））の中に位置付け（第4部 各区の特徴と将来像）。
- ◆「区の特徴と将来像」は、各区の目指す姿である区の将来像の実現はもとより、将来都市像の実現に向け、区民と行政が共に地域のまちづくりに取り組むための目標として区の将来像を共有するとともに、各区の特性を踏まえた取組の方向性を示すもの。

## 4. 総合振興計画の中間見直しについて

計画期間の中間期に当たる令和7（2025）年度に、それまでの点検を行い、検証・分析等に基づく基本計画の中間見直しを行うこととしております。



## 5. 総合振興計画基本計画の改定について（令和5年度）

---

### 改定の経緯

令和4年4月の市議会臨時会において、令和13年度を目途に本庁舎をさいたま新都心に移転することが決定しました。新庁舎整備等が、本市の都心地区の在り方や21世紀半ばを見据えた将来的な都市づくりの方向性に与える影響を踏まえ、総合振興計画を改定しました。

### 改定の考え方

- (1) 2つの「都心※」においては、緑や歴史文化資源との共生や、ユニバーサルデザインへの配慮なども図りながら、上質な生活都市を目指す本市を象徴する、誰にとっても居心地のよい都市空間の形成を目指す。
- (2) 2つの「都心※」がそれぞれの特徴や強みを生かすことで機能分担を図りながら、都心間の連携を強化することで、東日本の中枢都市の顔となる魅力と活力を備えた拠点形成を図る。
- (3) 広域的なネットワークの形成を支える都市軸の強化を図る観点から、核都市広域幹線道路や東西交通大宮ルートによる新たな東西連携軸の形成及び地下鉄7号線延伸の早期実現を目指す。

※ 2つの「都心」…「大宮駅周辺・さいたま新都心周辺地区」と「浦和駅周辺地区」を指す。

## 6. 北区の人口及び世帯の状況

### 人口総数と年齢別構成比（令和3年4月1日～）

		令和3年4月	令和4年4月	令和5年4月	令和6年4月
人口総数（単位：人）		149,000	149,538	149,860	150,330
内訳 （構成比：％）	14歳以下	19,224(12.9)	18,932(12.7)	18,459(12.3)	18,078(12.0)
	15～64歳	97,681(65.6)	98,055(65.6)	98,475(65.7)	98,857(65.8)
	65歳以上	32,095(21.5)	32,551(21.8)	32,926(22.0)	33,395(22.2)

出典：さいたま市統計

### 世帯数と世帯平均人数（令和3年4月1日～）

		令和3年4月	令和4年4月	令和5年4月	令和6年4月
世帯数（単位：世帯）		69,874	70,872	71,706	72,627
世帯平均人数（単位：人）		2.13	2.11	2.09	2.07

出典：さいたま市統計

※令和5（2023）年に推計された本市の将来推計人口では、2035（令和17）年頃に人口のピークを迎える見込み

# 7. 北区のまちづくりの取組状況

「令和4年度区のまちづくりアンケート結果」から

区民による事業の評価について、5つの選択肢「(ア) 十分、(イ) おおむね十分、(ウ) やや不十分、(エ) 不十分、(オ) わからない」のうち、「(オ) わからない」と回答いただいた数を除いた選択総数における「(ア) 十分」、「(イ) おおむね十分」の選択数の割合です。

まちづくりのポイント／事業名	アンケート	
	一般	有識者
<b>1 安全で安心して元気に暮らせるまちをつくる</b>		
避難所運営訓練の実施（区事業）	65%	77%
「北区防犯デー」の開催（区事業）	65%	82%
北区冬の親子防犯／交通安全教室の開催（区事業）	68%	71%
出張にこにこ育児相談（区事業）	68%	60%
ウォーキングの普及・促進（区事業）	68%	76%
「ますます元気教室」の開催（区事業）	64%	86%
若い世代からの生活習慣病予防のための教室の開催（区事業）	57%	58%
放課後児童クラブの拡充(子ども未来局事業)	54%	56%

まちづくりのポイント／事業名	アンケート	
	一般	有識者
<b>2 良好な住環境と円滑な交通環境をつくる</b>		
土木緊急修繕及び交通安全施設設置・修繕工事（区事業）	56%	71%
自転車通行環境の整備（建設局事業）	42%	54%
ゾーン30の整備（建設局事業）	55%	55%
<b>3 教育・文化の充実とコミュニティの活性化を図り、ふれあいのあるまちをつくる</b>		
「北区民まつり」の開催（区事業）	87%	96%
「北区文化まつり」の開催（区事業）	82%	84%
各スポーツ教室の開催（区事業）	73%	75%

## 7. 北区のまちづくりの取組状況

「令和4年度区のまちづくりアンケート結果」から

区民による事業の評価について、5つの選択肢「(ア) 十分、(イ) おおむね十分、(ウ) やや不十分、(エ) 不十分、(オ) わからない」のうち、「(オ) わからない」と回答いただいた数を除いた選択総数における「(ア) 十分」、「(イ) おおむね十分」の選択数の割合です。

まちづくりのポイント／事業名	アンケート	
	一般	有識者
<b>3 教育・文化の充実とコミュニティの活性化を図り、ふれあいのあるまちをつくる</b>		
北区市民活動ネットワーク登録団体の活動支援（区事業）	62%	60%
未来に向けた盆栽文化の継承・発展（スポーツ文化局事業）	72%	74%
公民館施設リフレッシュの推進（教育委員会事務局事業）	66%	49%
コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の推進（教育委員会事務局事業）	63%	70%

まちづくりのポイント／事業名	アンケート	
	一般	有識者
<b>4 自然環境の豊かなまちをつくる</b>		
北区花と緑のまちづくりの推進（区事業）	78%	79%
街なかにおける緑の創出（都市局事業）	70%	62%
「菜の花まつり」の開催（農業委員会事業）	76%	70%
<b>5 産業の活性化を図り、働きやすい環境をつくる</b>		
北区の地域資源のPR（区事業）	52%	51%
就労支援の充実（経済局事業）	52%	41%

## 8. 北区に対する市民からの評価や意見

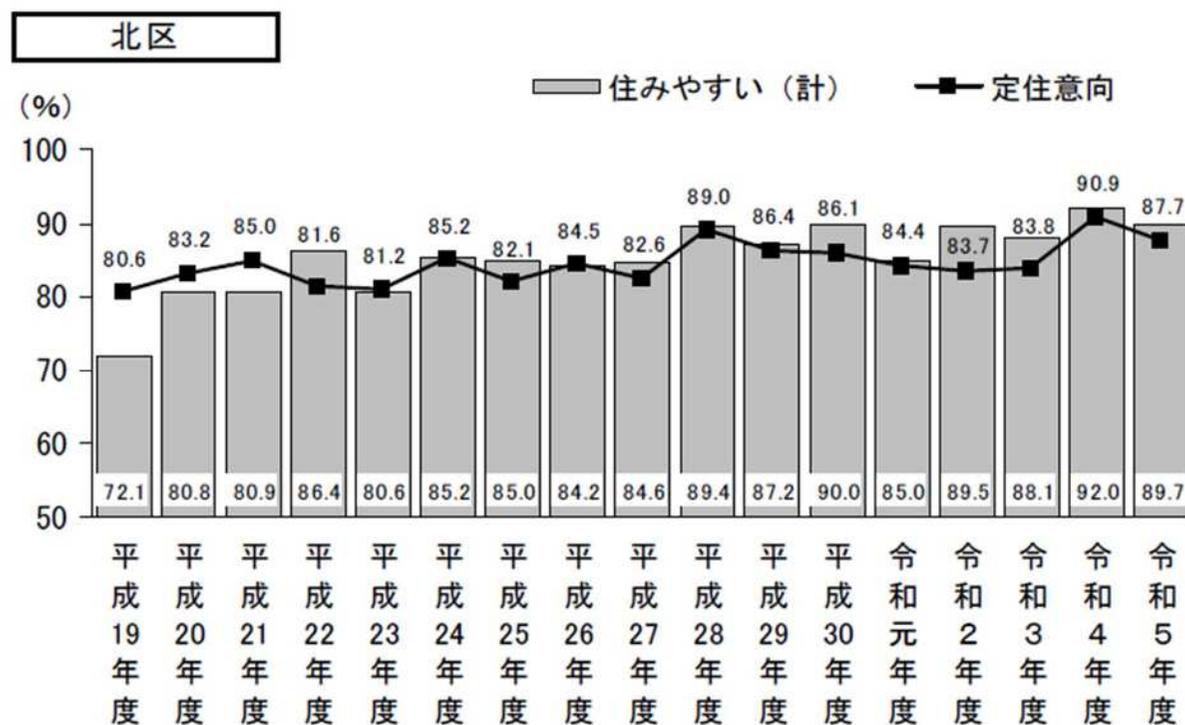
「さいたま市民意識調査」から

さいたま市では、広聴事業の一環として、施策に対する市民の意向等を把握し、今後の市政運営の参考とするため、平成19年度から市民意識調査を実施しています。

### ○住みやすさと定住意向

問 あなたがお住まいの「地域」の  
住み心地はどうですか。

あなたは現在お住まいの地域に  
これからも住みたいと思いますか。

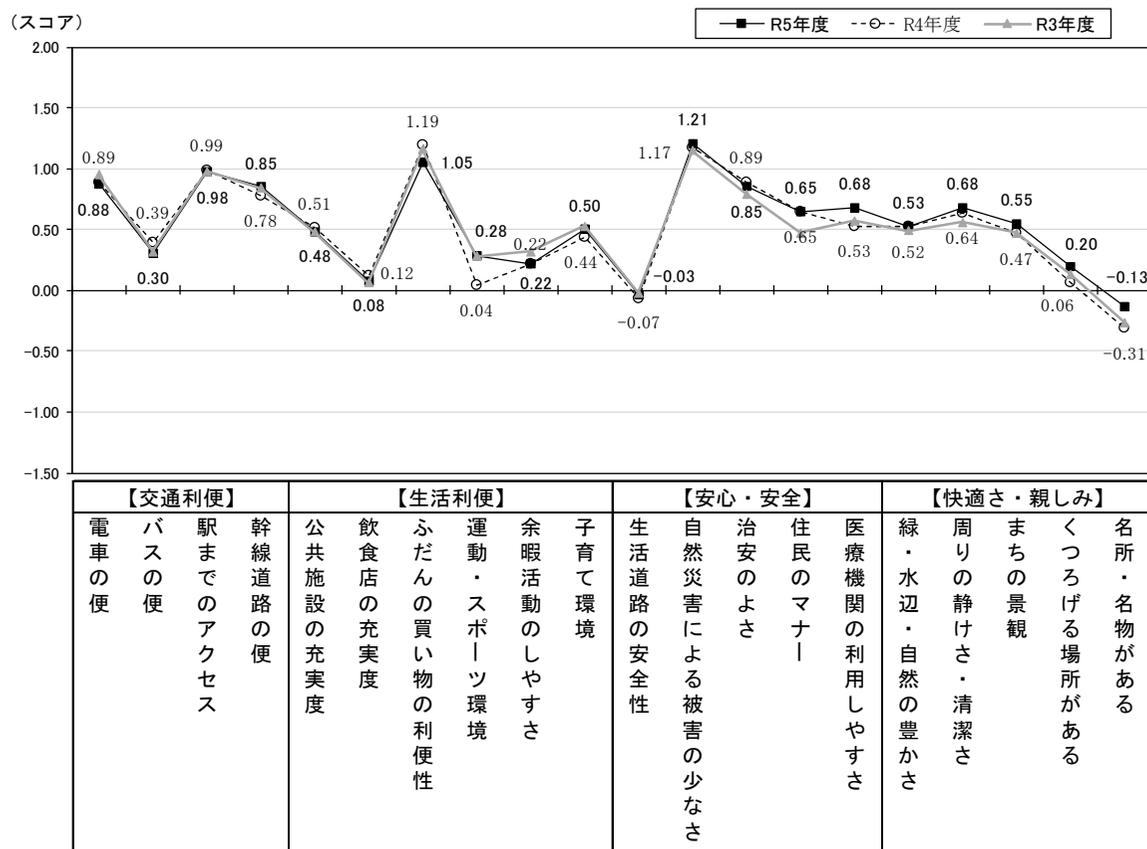


# 8. 北区に対する市民からの評価や意見

「さいたま市民意識調査」から

## ○居住地域の満足度

問 あなたは、お住まいの「地域」について、どの程度満足していますか。



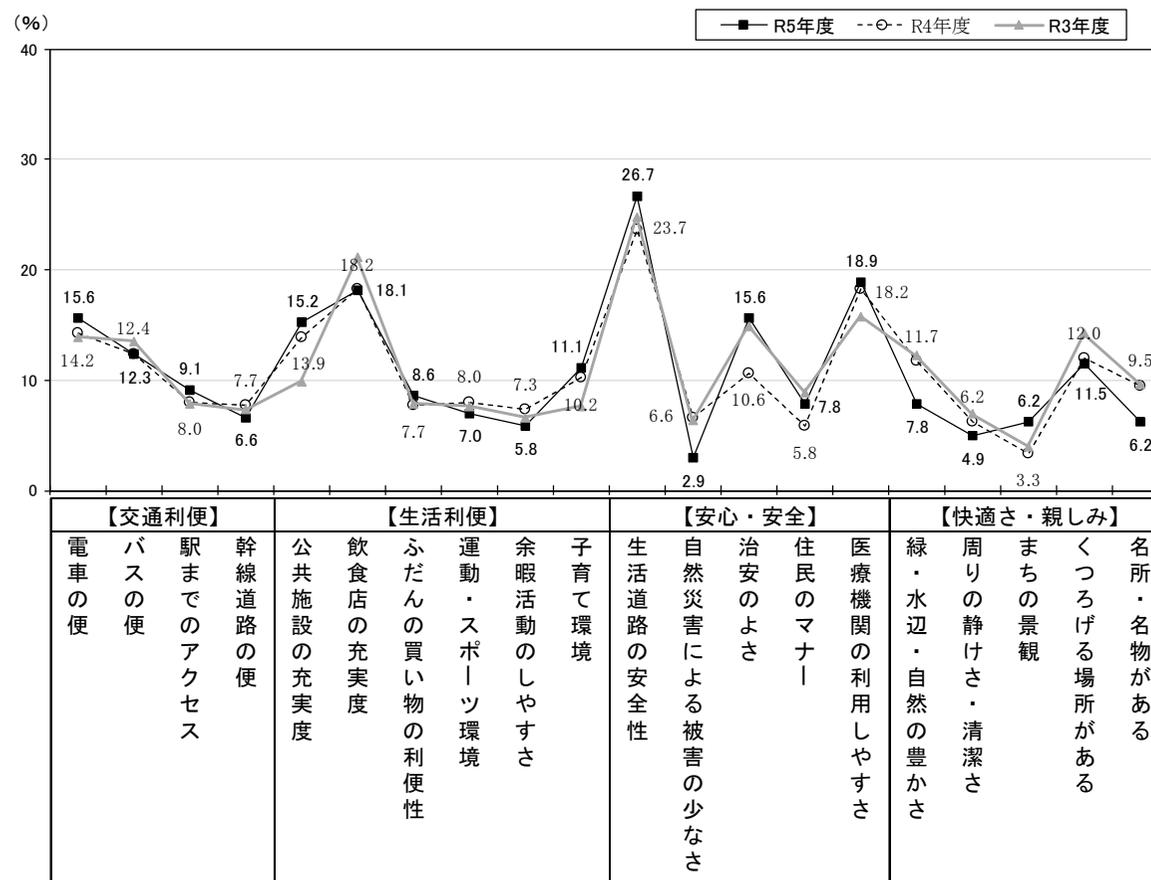
※20項目に分けて質問した「居住地域の満足度」にあてはまる割合（「満足+2」、「やや満足+1」、「やや不満-1」、「不満-2」の4段階）を得点化し、スコアを算出して比較を行った。

# 8. 北区に対する市民からの評価や意見

「さいたま市民意識調査」から

## ○今後の発展の方向性

問 あなたは、お住まいの「地域」が、今後どのような方向へ発展してほしいと思いますか。



※「今後の発展の方向性」における20項目の回答比率。

## 北

KITA



## 特性

本市の北部に位置する北区は、世界に誇る日本の文化である盆栽を継承する大宮盆栽村や盆栽文化振興の拠点施設である大宮盆栽美術館、日本近代漫画の先駆者北沢楽天ゆかりの漫画会館、市指定無形民俗文化財\*である日進餅つき踊りなどの伝統的な文化財産を有し、個性豊かな地域資源に恵まれた区です。また、区のほぼ中央にある日進・宮原地区は、プラザノースを始め、公共・公益・商業・業務機能及び都市型住宅\*から成る複合市街地として、本市の副都心にふさわしい、にぎわいの創造と生活交流の拠点が整備されています。

## ● 都市基盤・環境

北区には、大宮駅から放射状に延びるJR高崎線・宇都宮線・川越線、東武野田線（東武アーバンパークライン）、埼玉新都市交通伊奈線（ニューシャトル）などの鉄道・軌道系路線\*が充実し、また国道17号、国道16号東大宮バイパス、産業道路等の広域幹線道路\*が整備された交通利便性の高い地区となっています。また、土地区画整理事業\*等により都市基盤\*施設の整えられた市街地がほぼ全域にわたり、北部には大規模な工業団地が、駅周辺や幹線道路周辺には工業・商業・業務地が広がる一方、東部を流れる芝川、見沼代用水西縁に沿って緑の空間である見沼田圃が広がっています。

宮原地区では区役所、図書館、ホール等の機能を複合化し、さらに、芸術創造・ユーマ機能等を有する施設であるプラザノースを中心として、周辺には商業、都市型住宅\*等が整備され、日進駅周辺地区では、住宅・商業施設等が建設されるとともに、日進駅の橋上化により北口と南口の駅前広場が整備されています。

都市基盤\*整備が大きく進展する中、歩行者や自転車利用者が安全に通行できる道路の整備や駅のバリアフリー\*化といった交通環境の向上、地震や風水害等の災害への対策、中高層住宅と周辺環境との調和なども求められています。

## ● 産業

区の北部には大宮総合食品卸売市場や吉野原工業団地があり、本市の流通・生産拠点としての顔を備えているほか、中央部から南部にかけてもJR高崎線・川越線の沿線を中心に企業が多数立地しています。また、日進・宮原地区での副都心整備により商業・業務機能が向上し、産業面での役割も一層高まるものと期待されています。

## ● 地域資源

区の南部には、日本屈指の盆栽郷として世界的に知られている大宮盆栽村があり、盆栽の素晴らしさ、面白さに気軽に触れていただくための拠点施設である大宮盆栽美術館を中心に、国内外から多数の見学者が訪れています。隣接地には、日本の近代漫画を確立した北沢楽天の作品を展示する漫画会館や市民の森などもあり、伝統的な文化や緑豊かな自然など、多くの地域資源があります。また、氷川参道から大宮公園、大宮盆栽村、市民の森へと続く緑の回廊は、全国にも類例のない貴重な緑地エリアとなっています。さらに、西部には、鴨川の斜面林に湧く清水があり、三貫清水として住民による自主的な清掃活動などにより守られています。

## ● コミュニティ

北区は都市基盤\*施設の整備が進められてきた地区であり、交通利便性が高く新たな住民も増加していることから、地域住民の交流を活性化していくことが重要です。また、安全・安心の確保や健康・福祉に対する関心も高く、住民、地域団体、事業者、行政など各主体の連携による防災・防犯への取組や、子育て環境の充実及び健康づくりの促進が求められています。



▶プラザノース



▶大宮盆栽村

北区マップ



- 凡 例
- コミュニティ関連施設
  - ▲ 図書館
  - 公園・スポーツ施設
  - ◆ その他
  - ◎ 区役所
  - 支所
  - 道路
  - 河川
  - 緑のシンボル軸

## 将来像

### 私が誇れるまち 市民参加のまちづくり —住み続けたいまち もっとよいまち 北区—

住民、地域団体、事業者、行政等が連携して、豊かな自然と快適な生活環境の調和を図り、盆栽を始めとする地域資源を生かしつつ、市民参加でみんなが誇れる魅力あるまちを目指します。

#### [まちづくりのポイント]

#### 1 安全で安心して元気に暮らせるまちをつくる

- (1)防災・防犯・事故防止に取り組む安全・安心なまちづくり
- (2)子育て環境の充実による、子どもが安心して健康で元気に暮らせるまちづくり
- (3)健康づくりへの支援、地域における支え合いなどによる、誰もが心身ともに健康で元気に暮らせるまちづくり

#### 2 良好な住環境と円滑な交通環境をつくる

- (1)住宅、工場、農地及び自然との調和や景観形成、生活に身近なインフラ\*の整備などによる良好で快適な住みやすい環境づくり
- (2)公共交通の充実、道路の整備等による利便性の向上や、道路や駅のバリアフリー\*化、自動車・自転車・歩行者の交通ルールの啓発と交通マナーの向上などによる安全で良好な交通環境づくり

#### 3 教育・文化の充実とコミュニティの活性化を図り、ふれあいのあるまちをつくる

- (1)学校と地域の結び付きの強化などによる、地域への愛着心の育成と子どもを地域全体で育てる風土づくり
- (2)盆栽・漫画など固有の伝統文化の育成・継承とともに、新たな地域資源を発掘し、国内外への情報発信とこれらを生かしたまちづくり
- (3)スポーツ・レクリエーションや、様々な生涯学習のための環境づくり
- (4)若い世代、子育て世代、高齢世代の世代間交流、住民間の交流、コミュニティ間の交流など多様な交流が盛んなまちづくり
- (5)地域活動への住民の参加促進と行政による支援の充実、地域づくり

## 4 自然環境の豊かなまちをつくる

- (1)北区の花「菜の花」、市民の森、三貫清水や大宮盆栽村に代表される街なかの緑など豊かで心安らぐ緑地と、鴨川・芝川など水辺環境とのつながりによる、潤いのあるまちづくり
- (2)水と緑との共生に向けた、環境保全のための活動の充実と意識づくり

## 5 産業の活性化を図り、働きやすい環境をつくる

- (1)地域資源を生かし、地域住民のニーズに密着した、人が集まり楽しく過ごせる活力ある商店街づくり
- (2)盆栽・漫画・鉄道等の地域資源を活用した、多くの人を訪れる観光のまちづくり
- (3)地域産業の活性化と、事業者との連携による若者や女性等が働きやすい環境づくり

### 「区の花」を紹介します



北区の花 **菜の花**

春、一面に広がる菜の花畑は壮観であり、また、どこか懐かしく、親しみ深いものとなっています。

市民の森（見沼グリーンセンター）南側の菜の花と風車との風景は、北区の風物詩となっています。